

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成18年12月14日(2006.12.14)

【公開番号】特開2001-180729(P2001-180729A)

【公開日】平成13年7月3日(2001.7.3)

【出願番号】特願平11-372929

【国際特許分類】

B 65 D 47/36 (2006.01)

【F I】

B 65 D 47/36

D

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】容器に形成されている開口部を閉鎖するための閉鎖部と、該閉鎖部に設けられた開口形成用のスコアと、該スコアにより区画された領域内に該スコアに隣接して設けられた支柱と、該支柱に連なるスコア引き裂き用の樹脂製プルリングとを備えている樹脂製プルリング付閉鎖体において、

プルリングの少なくとも大部分の内周面は、垂直もしくは若干傾斜して延びている平坦面となっており、該プルリングの少なくとも大部分の肉厚が下端から上方に向かって漸次増大していく形状となっていると共に、プルリングの少なくとも前記支柱とは反対側の内周面下端部には、プルリングの前記外周面下端部と連なる小突起が形成されており、該小突起は、側断面でみて、その下端から頂部に向かって厚みが漸次増大し且つその頂部から上端に向かって厚みが漸次減少するような形状を有していることを特徴とする樹脂製プルリング付閉鎖体。

【請求項2】前記平坦面は、下端から上方に向かって半径方向外方に傾斜しており、該平坦面が垂直面となす角度が1乃至6°に設定されている請求項1に記載の樹脂製プルリング付閉鎖体。

【請求項3】前記小突起は、側断面でみて、前記平坦面からの頂部突出高さ(h)が0.15乃至0.30mmの範囲にあり、該頂部を通る水平線とプルリングの下端を通る水平線との間隔(d₁)が0.15乃至0.30mmの範囲にあり、且つ該頂部を通る水平線と該小突起の上端を通る水平線との間隔(d₂)が0.30乃至0.70mmの範囲にあるような形状を有している請求項1または2に記載の樹脂製プルリング付閉鎖体。

【請求項4】前記小突起は、側断面でみて、その頂部と、プルリングの下端と、該突起上端とを結ぶ三角形よりも若干膨らんだ形状を有している請求項3に記載の樹脂製プルリング付閉鎖体。

【請求項5】側断面でみて、小突起の頂部からプルリングの下端にかけての該小突起の外面は、該頂部とプルリングの下端とを結ぶ直線からの最大突出高さ(x)が0.07mm以下であり、該頂部から上端にかけての該小突起の外面は、該頂部と上端とを結ぶ直線からの最大突出高さ(y)が0.05mm以下となっている請求項4に記載の樹脂製プルリング付閉鎖体。

【請求項6】プルリングの前記外周面の下端と前記小突起の下端とは滑らかに連なっている請求項1乃至5の何れかに記載の樹脂製プルリング付閉鎖体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【課題を解決するための手段】

本発明によれば、容器に形成されている開口部を閉鎖するための閉鎖部と、該閉鎖部に設けられた開口形成用のスコアと、該スコアにより区画された領域内に該スコアに隣接して設けられた支柱と、該支柱に連なるスコア引き裂き用の樹脂製プルリングとを備えている樹脂製プルリング付閉鎖体において、

プルリングの少なくとも大部分の内周面は、垂直もしくは若干傾斜して延びている平坦面となっており、該プルリングの少なくとも大部分の肉厚が下端から上方に向かって漸次増大していく形状となっていると共に、プルリングの少なくとも前記支柱とは反対側の内周面下端部には、プルリングの前記外周面下端部と連なる小突起が形成されており、該小突起は、側断面でみて、その下端から頂部に向かって厚みが漸次増大し且つその頂部から上端に向かって厚みが漸次減少するような形状を有していることを特徴とする樹脂製プルリング付閉鎖体が提供される。